

栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領 Q & A

技術管理課技術調整担当

Q 1 第4条で、週休2日制の対象外となる工事は、「緊急対応が必要な工事（応急仮工事、応急本工事等）や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事」とあるが、留意すべきところは。

A 1 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事とは、下記に該当する工事とします。

- ・大規模な交通規制を伴い交通渋滞や混乱が懸念される等社会的影響が大きい工事
- ・連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）
- ・その他緊急的、時間的制約がある中での対応が必要な工事

Q 2 例えば、発注者指定型において、「計画する現場閉所の状態」を月単位の週休2日制工事として協議・承諾した場合は、履行実績が完全週休2日であった時や、通期の週休2日であった時はどのように扱ったらよいか。

A 2 第11条および第12条にあるとおり、工事成績評定及び経費の補正は、現場閉所の実績に応じた加点及び補正をすることとなっています。

Q 2のケースでは、履行実績が完全週休2日であった時は、現場閉所の実績（完全週休2日）に応じた3点を加点、経費の補正については完全週休2日と月単位週休2日の補正率は同等のため月単位週休2日の率で補正します。また、履行実績が通期の週休2日であった時は、加点なし、経費の補正は通期の週休2日率で補正します。

なお、工事執行管理システムでの主任監督員による「完成・一部完成検査」入力時の週休2日制の項目については、実績に基づく現場閉所率を選択するように注意してください。

Q 3 履行実績を反映した精算の時期はいつ頃と考えればよいか。

A 3 現場閉所の実績の見込みが立った段階でよい。ただし、工事竣工間際の変更は行わないように努めること。

Q 4 年末年始6日間、夏季休暇3日間、GWの前後に連続して現場閉所を実施した場合、現場閉所日の対象に含めることができるか。

A 4 8月13日から16日まで4日間の夏季休暇を取得した場合、3日を超える日数分（例示の場合、1日）については現場閉所日の対象に含めることができます。

同様に12月29日から1月6日まで9日間の年末年始休暇を取得した場合、6日を超える日数分（例示の場合、3日）については現場閉所日の対象に含めることができます。

GW等の大型連休の場合には、当該期間における祝日を含む全ての現場閉所日を対象に含めることとします。このとき、当該月における現場閉所が大型連休期間に限定されることがないよう、働き方改革の趣旨からバランスよく計画的に現場閉所ができ

ていることを確認、指導してください。

Q 5 当初起工時点では、繰越手続き中のため工期を令和〇年 3 月 25 日限りとして発注する場合の発注方式はどちらを選択すれば良いか。

A 5 入札条件書に「繰越明許費が議決されたとき、令和〇年 3 月 25 日限りを〇〇〇日間とする」旨を記載し、必要日数以上が確保できる前提で発注する場合（繰越手続き中）は、発注者指定型を選択して下さい。

Q 6 降雨や降雪等の自然的な事象その他やむを得ない事情により作業予定日を休工し、当該作業日を休工日に振り替えた場合には修正した休日取得計画書及び実施書を速やかに提出とあるが、その場合「打合せ簿」でのやりとりが必要か。

A 6 今後の作業工程や週休 2 日の達成状況等の情報を受発注者で共有することが重要ですので、打合せ簿でのやりとりは不要です。ASP の活用やメール添付での提出等、受発注者間で円滑かつ簡易に対応できる方法により行って下さい。なお、電話等の口頭報告にて対応する場合には、計画及び実施状況の認識に齟齬が生じないように受発注者間で変更内容を共有するようにして下さい。

Q 7 当初請負額が 1,000 万円未満の工事の場合にも、工事履行報告書や休日取得計画書及び実施書の提出が必要か。

A 7 当初請負額が 1,000 万円未満の工事であっても、週休 2 日制工事を実施する場合には、**休日取得計画書及び実施書の提出**（ASP の活用やメール添付での提出等、受発注者間で円滑かつ簡易に対応できる方法で良い）**を求め**、実施状況の確認を行うとともに、受注者に対して監督員が指導・助言して下さい。

なお、工事資料の簡素化の対象である工事履行報告書の提出は不要です。

Q 8 月単位週休 2 日を計画している工事について、現場着手日及び工期末月は 1 カ月未満となるので、週単位で週休 2 日を達成している場合でも、月で換算すると 28.5% を達成しない場合がある。実施の達成をどのように判断すればよいか。

→ 1 カ月未満となる場合は、週毎に達成できているかで判断する 等

A 8 要領の第 3 条第 4 項 (2) のただし書きのとおり現場着手日から月末までの土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、**28.5% (8 日/28 日) 以上**を達成しているものとみなします。

Q 9 工場製作に係る労務費、測量や設計に係る人件費（測量技師、設計技師など）も補正対象となるか。

A 9 週休 2 日の対象期間に工場製作期間は含まないため、工場製作に係る労務費は対象になりません。

また、測量や設計に係る人件費（測量技師、設計技師など）も対象になりません。

Q 1 0 改定要領は、10/10～適用とあるが、起工日や契約日、協議日などどれによるのか。

A 1 0 起工日が 10/10 以降となるものについて適用となります。検査評定については適用が異なりますので、要領第 11 条をご確認ください。

Q 1 1 完全週休 2 日において、悪天候等で休工した場合の振り替えは可能か。

A 1 1 悪天候等による振り替えは認めていません。完全週休 2 日は、土日祝日を全て閉所するという定義であるため、平日の作業予定日を休工し、当該予定日を土日祝日に振り替えた場合では完全週休 2 日ではなく、月単位の週休 2 日等で評価することとなります。ただし、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日祝日の施工が指定された場合など、やむを得ないと認められる場合は同一週において、土日祝に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

※同一週とは、土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日とする。